

第1章 計画の基本的事項



城山とサクラ

第1節 計画策定の背景

伊豆の国市環境基本計画は、複雑化する環境問題を解決するため、環境施策を総合的かつ計画的に進めていくことが必要であることから、平成24～25年度にかけて伊豆の国市環境基本条例に基づく「伊豆の国市環境基本計画」（以下『本計画』と呼びます。）を検討し、策定しました。

(1) 環境問題の変遷

20世紀は「物質的な豊かさ」を追求してきた世紀でもあり、その結果として多くの資源やエネルギーを使用する大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルが構築され、さまざまな環境問題が発生してきました。21世紀を迎え、私たちは地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の低下、有害物質による汚染といった問題に対して「地域から地球全体」「現代から将来の世代」へと視点を拡大し、環境への負荷を最小限にするよう最大限の努力を払わなければならない時にきています。

このような複雑化する環境問題を解決していくためには、市・市民・事業者の各主体が連携・協力して、環境への取り組みを推進していくことが求められています。

(2) 国内外や静岡県における近年の動向

①国内外の動向

平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」では、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会づくりを統合的に進めていくことにより、地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すことが初めて提示されました。

平成20年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が地方自治体にも求められるようになりました。また、日本は平成21年1月にコペンハーゲン合意への賛同を表明し、温室効果ガスの排出量を「1990年レベルで2020年までに25%削減する」という目標を掲げました。

平成24年4月には、「第四次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」、これらの社会の基盤として「安全が確保される社会」が掲げられました。

②静岡県の動向

平成23年3月に「ライフスタイル・ビジネススタイルの変革」及び「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」など3つの社会の実現に向けた取り組みを柱とした「第3次静岡県環境基本計画」が策定されました。

また、同時に策定された、「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」では、「2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減する」という国と同じ目標値を設定しています。

(3) 伊豆の国市の動向

①第1次伊豆の国市総合計画

伊豆の国市（以下『本市』と呼びます。）では、平成19年3月に平成28年度を目標年度とする「第1次伊豆の国市総合計画」を策定し、将来像「自然を守り、文化を育む、魅力（ゆめ）ある温泉健康都市」の実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりがスタートしました。総合計画の施策の大綱「自然を大切に、潤いのあるまちづくり」の中で、初めて環境基本計画の策定を位置付けました。

②伊豆の国市環境基本条例

環境施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保がされるように、平成 25 年 4 月に「伊豆の国市環境基本条例」が施行されました。

本条例では、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めています。また、条例の目的を具現化するため、環境基本計画の策定が位置付けられています。

③地球温暖化対策の推進に関する対応

本市では平成 18 年度に「伊豆の国市地球温暖化対策実行計画」を策定して以降、庁内における地球温暖化対策を実施してきました。その後、平成 21 年度には目標数値の改訂、平成 23 年度には「第 2 次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 20 年 6 月に改定され、都道府県及び指定都市等（指定都市、中核市、特例市）以外の市町村に対しては、温室効果ガス排出抑制のための総合的・計画的な施策を盛り込んだ「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が努力義務とされました。

表 1-1-1 国内外や静岡県における近年の動向

年 月	区分	内 容
平成 19 年 3 月	国内	「21 世紀環境立国戦略」の閣議決定
20 年 3 月	国内	「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定
6 月	国内	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正
7 月	国外	主要国首脳会議(G8)洞爺湖サミットの開催
	国内	「低炭素社会づくり行動計画」の閣議決定
21 年 3 月	国内	「生物多様性国家戦略 2010」の閣議決定
10 月	国外	生物多様性条約名古屋会議(COP10)の開催
22 年 1 月	国内	コペンハーゲン合意への賛同の意思表示
12 月	国内	中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ・中間整理）の発表
23 年 3 月	静岡県	「第 3 次静岡県環境基本計画」の策定
	静岡県	「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」（静岡県）の策定
24 年 4 月	国内	「第四次環境基本計画」の閣議決定

表 1-1-2 伊豆の国市環境基本計画の策定の経緯

年 月	内 容
平成 17 年 4 月	伊豆長岡町、菰山町、大仁町が合併して「伊豆の国市」が誕生
19 年 3 月	「伊豆の国市地球温暖化対策実行計画」の策定 「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画」の策定 「第 1 次伊豆の国市総合計画」の中で環境基本計画の策定を位置付け
20 年 8 月	「伊豆の国市地球温暖化対策実行計画」（改訂版）の策定
10 月	市長による「エコアクション 21 伊豆の国市環境方針」の策定
21 年 10 月	市役所本庁舎（伊豆長岡庁舎）、長岡庁舎別館、あやめ会館、大仁庁舎（別館含む）及び菰山庁舎を対象に「エコアクション 21」の認証取得
23 年 10 月	エコアクション 21 の対象範囲を清掃センター、菰山時代劇場、長岡総合会館、図書館などに拡大して認証登録
24 年 3 月	「第 2 次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画」の策定
25 年 4 月	「伊豆の国市環境基本条例」の施行
10 月	エコアクション 21 の対象範囲を全ての市立小中学校、保育園、幼稚園に拡大して認証登録
26 年 4 月	「伊豆の国市環境基本計画」の策定

第2節 計画の目的・位置付け

本市は、市の中央に広がる田方平野や狩野川、その周りを囲む中山間地域などの豊かな自然環境や素晴らしい景観とともに、豊富な温泉を貴重な財産として受け継いでいます。

しかしながら、私たちは生活に富裕や利便性を求めた結果、環境に対して大きな負担を与えることとなり、地球規模で環境問題が深刻化しつつあります。特に、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量に関しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行後も、簡単に減少させることができない状況です。

このため、「伊豆の国市環境基本条例」（平成 25 年 4 月）の施行や、同条例に基づく本計画を策定することで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの社会づくり、これらの 3 つの社会の安全が確保される生活環境の確保、環境教育など統合的な取り組みを推進していきます。また、本計画は「第 1 次伊豆の国市総合計画」の基本構想に掲げられている将来像「自然を守り、文化を育む、魅力（ゆめ）ある温泉健康都市」の実現、「第 1 次伊豆の国市総合計画・後期計画」で掲げる施策を環境面から推進する役割を担っています。

さらに、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含有するものとします。

なお、本市が進めている各種計画や事業等については、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画の方向性を尊重していきます。また、市・市民・事業者それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら積極的な取り組みを促進することを目的とします。

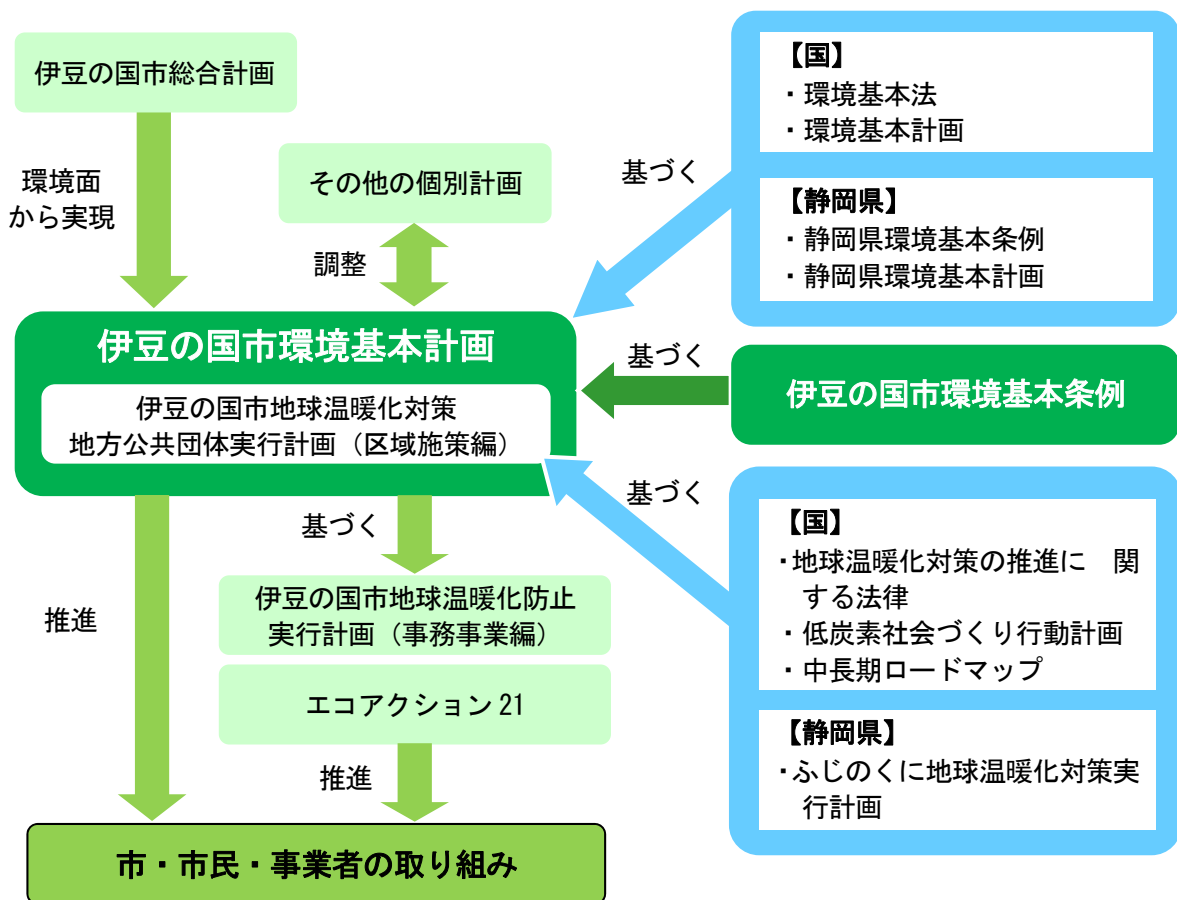


図 1-2-1 計画の位置付け

第3節 計画の対象

(1) 対象地域

本計画が対象とする「地域」は、原則として伊豆の国市全域とします。

ただし、河川のように流域としてとらえる必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

(2) 対象分野

本計画では、以下に示す5つの分野を対象とします。

表 1-3-1 計画の対象分野と範囲

対象分野	対 象 範 囲
生活環境	大気、悪臭、騒音、振動、水質、有害化学物質、放射性物質、公害 など
自然共生社会	森林、農地、河川、水資源、動植物、自然とのふれあい など
循環型社会	廃棄物の減量・再資源化・適正処理、環境美化・不法投棄 など
低炭素社会	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー、低炭素都市（緑地保全、交通対策） など
環境教育等	環境教育・環境学習、環境情報、環境保全活動 など

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。また、環境問題や社会情勢の急激な変化に応じて、概ね 5 年に一度見直しを行うこととします。

なお、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）については、目標を平成 32 年度（2020 年度）に設定します。

表 1-4-1 計画の期間

平成（年度）	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
西暦（年度）	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
環境基本計画					中間 目標					最終 目標
地球温暖化対策 地方公共団体 実行計画 (区域施策編)							目標			

第5節 計画の構成

